

第 11 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年3月14日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第 11 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年3月14日(木曜日)

午前10時3分開議

午後0時0分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長 重 村 栄  
副委員長 小早川 宗 弘  
委員 前 川 收  
委員 平 野 みどり  
委員 大 西 一 史  
委員 堤 泰 宏  
委員 藤 川 隆 夫  
委員 荒 木 章 博  
委員 松 田 三 郎  
委員 溝 口 幸 治  
委員 田 代 国 広  
委員 松 岡 徹  
委員 渕 上 陽 一  
委員 前 田 憲 秀  
委員 九 谷 高 弘  
委員 甲 斐 正 法

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部 長 駒 崎 照 雄  
総括審議員兼  
市町村局長 小 嶋 一 誠  
人事課長 古 閑 陽 一  
財政課長 濱 田 義 之

税務課長 渡 辺 克 淑

市町村行政課長 能 登 哲 也

市町村財政課長 山 口 洋 一

企画振興部

政策審議監 内 田 安 弘

企画課長 坂 本 浩

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也

環境生活部

環境政策課長 宮 尾 千加子

商工観光労働部

首席審議員兼

商工政策課長 木 村 敬

農林水産部

農林水産政策課長 国 枝 玄

土木部

監理課長 金 子 徳 政

都市計画課審議員兼

課長補佐 田 尻 雅 裕

教育委員会事務局

教育政策課長 田 中 信 行

事務局職員出席者

政務調査課主幹 板 橋 徳 明

議事課課長補佐 松 尾 伸 明

午前10時3分開議

○重村栄委員長 おはようございます。皆さんおそろいのごようですので、ただいまから、第11回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

なお、本委員会に5名の傍聴の申し込みがっておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。本委員会に付

託されている調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件であります。

まず、執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。説明に当たっては、可能な限り簡潔をお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

議題1及び2につきまして、坂本企画課長。

○坂本企画課長 企画課でございます。

まず、地方分権改革関係について、御説明をいたします。2ページをお願いいたします。

今回から、若干まとめ方を変更しております。新たに、ページの下側に、政権交代後の主な動きという欄をつくりました。アンダーラインで引いております、この部分が新しい動きでございます。

昨年12月26日、第2次安倍内閣が発足し、新藤総務大臣が地方分権改革、道州制を担当する内閣府特命担当大臣として任命されております。

今月8日には、地方分権改革の推進体制として、地方分権改革推進本部の設置が閣議決定され、同日、当該本部で義務付け・枠付けの第4次見直しが決定されました。

なお、3月12日閣議決定のところに（予定）と記載しておりますが、12日に予定どおり閣議決定されております。

3ページをお願いいたします。

地域主権改革の主な項目ごとに、これまでの主な取り組みと政権交代後の動きを分けて、整理をしております。

まず、推進体制については、地域主権戦略会議が3月8日に廃止をされ、新たに地方分権改革推進本部が設置されております。後ほど、資料10ページで御説明をいたします。

次の、国と地方の協議の場については、政権交代後もことしの1月に、経済対策等を議

題として会議が開催されました。

次の、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、平成23年に、第1次、第2次一括法が成立し、本県においても必要な条例整備を進めてまいりました。

なお、第3次一括法については、昨年3月に国会に提出されましたが、11月の衆議院解散により廃案となりました。

義務付け・枠付けの見直し及びその下の基礎自治体への権限移譲については、右の欄のとおり、4次見直しが進められております。地方分権改革推進本部決定と記載しておりますが、先ほど申しましたとおり、12日に閣議決定されております。

次の、ひも付き補助金の一括交付金化については、前政権において、地域自主戦略交付金が創設されましたが、政権交代後、平成25年度に廃止することが閣議決定されております。

最後の国の出先機関の原則廃止については、11月に国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案が閣議決定されましたが、直後に衆議院解散、その後、政権交代となりました。この件については、右側にもありますように、衆議院本会議において安倍総理は、今後、地方の声等も踏まえ、そのあり方を検討していくと答弁されております。

4ページをお願いいたします。

第1次一括法と第2次一括法への、本県の対応状況について、御説明をいたします。

まず、義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定の検討状況について、御説明いたします。

今議会には、道路法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律など、6法律に係る8本の条例案を提案しております。

(2)をごらんください。8条例のうち5条例に盛り込む、本県独自の主な基準を御説明いたします。

(ア)、道路標識の寸法の基準については、設置場所の状況に応じて、寸法を縮小することができることとしました。このことにより、自然景観等への配慮や、道路幅員が狭い場所での安全走行の確保などが可能となります。

(イ)、移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準については、歩道に設置する排水溝のふたを、つえや車椅子のキャスターなどが溝に落ち込まない構造とすることとしました。このことにより、通行の際の安全性や移動の円滑化が確保できるものと考えております。

(ウ)、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準については、まず、園路及び広場に関する規定として、道路の基準と同様に排水溝のふたを、つえや車椅子などを使用されている方の通行に支障がない構造とすることとしました。また、視覚障害者を誘導するため、通路には明度の差が大きい点状ブロックなどの誘導装置を設けることとしました。

さらに、駐車場に関する基準として、車椅子を利用されている方に使用していただく駐車施設は、公園の出入口等の経路が最も短くなる位置に設けることとしました。

これらの独自基準により、高齢者や障害をお持ちの方々に、より快適に施設を利用いただけるものと考えております。

次の(エ)、公営住宅の整備基準については、県営住宅などを建設する際は、県産木材の活用に努めることとしました。このように、県が率先して、県産木材の活用に努めることで、県産木材の活用の推進が図られるものと考えております。

(オ)、指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法の基準については、これまで国の基準で標識ごとの寸法下限が規定されていましたが、制札の支柱の高さ及び標柱の寸法下限を引き下げることとしました。このことで、狩

猟者の目線に合わせた標識の設置が可能となり、事故や違反の未然防止が図られるものと考えております。

以上が、今議会に提案させていただいている条例の本県独自の主な基準でございます。

6ページをお願いいたします。

これまでの条例制定の状況を、総括して御説明いたします。

義務付け・枠付けの見直しに伴う条例で定める基準については、国が政省令で示した基準を踏まえながら、本県におけるサービス向上、安全性確保、福祉の増進と県民への効果の視点から、主体的に検討を進めてまいりました。

平成24年2月議会から、平成25年2月議会にかけて、本県で条例制定が必要な19法律全てについて、県議会への条例制定改正を提案済みでございます。今議会への提案分も含めると、本県で条例制定が必要となる19法律のうち11法律、条例数では33条例のうち24条例について、本県独自の基準を定めることとしております。

次の(4)では、これまでに定めた本県独自基準の主なものを取りまとめしております。

さきの12月議会では、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例など、健康福祉部関係の全18条例において、社会福祉施設等の運営基準に外部評価等によるサービスの質の向上など、5項目を共通項目として独自に努力義務化しました。

ほかにも、特別養護老人ホームや指定介護老人福祉施設で、原則1人とされている居室定員の特例について、2人以上4人以下と規定しました。

そのほかにも、表に記載しております児童福祉施設の設備及び運営の基準や、職業能力開発校等が実施する職業訓練の基準、県営住宅の入居者基準等について、本県独自の基準を定めております。

7ページは、これまでの条例制定の工程表

でございます。

8ページをお願いいたします。

市町村への権限移譲に向けた取り組み状況です。

第2次一括法及び関連法令の施行により、平成24年4月1日までに50法律に関する権限を移譲してまいりました。平成25年4月1日からは、残り5法律に基づく権限が移譲される予定です。これまで移譲に向け、県の所管課が市町村に対し、個別説明会やマニュアルの作成・配付等を実施してまいりました。これまでの工程は、下の表にあるとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金についてですが、1月11日に廃止が閣議決定されましたので、これまでの経緯等を取りまとめてみました。

一括交付金は、地方が各府省の所管に関係なく事業を自由に選択できるような交付金にするという方針のもとに、平成23年度に創設されました。当初は都道府県だけが対象でしたが、24年度から政令指定都市へも導入され、対象事業も9事業から18事業に拡大されました。そして、来年度から、この制度は廃止され、従来の各府省の交付金等に移行されることとなります。

これまでの交付状況についてですが、本県への配分は、昨年度は約117億円、本年度は約129億円が交付されました。

3は、その評価についてまとめております。地方の自由裁量を拡大するという制度の趣旨は、地方分権推進に向けたものと評価をしております。その一方で、地方の必要額が確保されていなかったため、継続事業にも十分な配分ができず、一括交付金化の効果を十分に実感できませんでした。

なお、今回の廃止・移行は、単に元に戻ったということではなく、4の廃止・移行に伴う運用改善等の取り組みとして、①で補助・

交付金の統合として、大きくくり化でありますとか、交付金のメニュー拡大、②で事務手続等の簡素化として、申請書類の共通化・簡素化や報告書の提出回数の削減など、そして、③として、配分方法の改善として、一部交付金に客観的指標を導入するなどのことが記載されて、そういうことに取り組むとされております。

10ページをお願いいたします。

ここからは、資料が縦になっております。申しわけございません。

3月8日の、地方分権改革推進本部の設置についての閣議決定の資料でございます。

1で、推進本部は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に設置するということが規定されております。

なお4で、前政権下で設置された地域主権戦略会議は、これを廃止するとされております。

11ページをお願いいたします。

3月8日の第1回推進本部の資料でございます。義務付け・枠付けの第4次見直しについて、取りまとめてあります。

まず、これまでの取り組みですが、第1次見直しで106条項、第2次見直しで530条項、これにつきましては、平成23年に、第1次、第2次一括法として成立しております。

第3次見直しは、291条項ありましたが、関連の第3次一括法は、昨年3月に国会提出されましたが、衆議院の解散に伴い廃案となっております。

今回、新たに決定された第4次見直しは、地方からの提案事項や地方分権改革推進委員会の勧告の積み残し項目なども含め、48項目となります。

その他、今回の見直しでは、基礎自治体への権限移譲も対象とされております。具体例が、右側に例示をされております。

まず、義務付け・枠付けの見直しについて

は、指定都市の都市計画における市街化区域と市街化調整区域の線引きの義務付けの見直し、それと地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止など。基礎自治体への権限移譲については、コンタクトレンズなどの高度管理医療機器の販売業の許可、家庭用マッサージ器などの管理医療機器の販売業の届け出権限を、県から保健所設置市に移譲、市街地再開発事業における事業認可権限を、県から指定都市に移譲することとされております。この第4次見直しは、12日に閣議決定され、4月上旬から中旬に、廃案となりました第3次見直しと、今回決まった第4次見直しの事項をあわせまして、新たな第3次一括法案として国会に提出される予定です。

今後、法案の内容が明らかにされると思いますので、内容を精査し、第1次一括法、第2次一括法同様、庁内関係各課で連携し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

12月以降の主な動向は、以上でございます。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております九州広域行政機構について、御説明をいたします。

12ページをお開きください。

九州広域行政機構に関する経緯を、国の動き、全国知事会、関西広域連合の動き、そして九州地方知事会の動きの3列で整理しております。

12月の委員会では、閣議決定された法案の国会提出が見送られ、衆議院が解散されたところまでを御説明いたしました。

アンダーラインを引いている部分が、今回の新たな内容となります。選挙後の新政権に対して、1月8日には関西広域連合から、1月9日には九州地方知事会から提言が行われております。現政権では1月31日に、安倍首相が衆議院本会議で、今後、地方の声等も踏まえそのあり方を検討してまいりますと答弁

されております。その後、3月8日には、関西広域連合が「地方分権改革の推進に向けて」として、国の出先機関の地方移管の推進などを国に求める要請文を公表しております。

次の13ページ、こちらのほうに、九州地方知事会の提言を掲載しております。

まず、道州制に係る議論が今後活発化するとの認識に立ち、道州制導入を進めていくためには国民的な議論が必要としております。

その次の段落で、九州地方知事会は、国の出先機関を丸ごと受け入れると提案をしたところだが、それは道州制の本格的な検討に向けたステップの一つとなるものであるので、これまでの議論の内容や経緯も踏まえ、議論を前に進めるように求めるというものです。

今後は、九州地方知事会においても、国の道州制の議論を注視しながら、将来の道州制を見据えて議論を深めることとなると考えております。

地方分権改革関係の説明は、以上です。

続きまして、道州制関係について、御報告をさせていただきます。

16ページをお開きください。また、資料は横に戻ります。

道州制関係の動きを一覧にしておりますが、前回の報告から動きがあったものを、アンダーラインを引いてゴシック体にしております。

まず、1月16日に本県で、九州地域戦略会議が主催する道州制シンポジウム in 熊本が開催されております。17ページにまとめております。

17ページのほうをごらんいただきますと、参加者数は一般県民、企業関係者、行政関係者、約300名でございました。

元総務大臣で岩手県知事も務められた野村総合研究所顧問の増田寛也氏が、「地域から考える道州制」というテーマで基調講演を行われました。その中で、地方自治の充実強化

とともに、中央省庁を抜本的に再編することが肝要、行革のための道州制ではなく、国のあり方を問いかける大義を置くべきというようなことを述べられました。

続いて行われたパネルディスカッションでは、増田氏をコーディネーターに、九州市長会で道州制検討の委員長を務められた幸山市長、九州経済連合会の松尾会長、そして蒲島知事で議論が交わされました。蒲島知事は、道州制は九州住民の幸福量最大化という目的のための手段であり、経済的豊かさ、品格、安全・安心、住民の夢という幸福量の最大化に道州制が必要であると述べました。

次に、18ページをお願いいたします。

2月12日に、本県もメンバーであります道州制推進知事・指定都市市長連合が、第2回総会を開き、政府への要請活動を行いました。総会では要望活動の実施と、3月31日に道州制に関して政党関係者を招いたフォーラムを開催することが了承され、その後引き続き、新藤総務大臣への要望活動が行われました。共同代表の村井宮城県知事、副代表の古川佐賀県知事、新潟県の泉田知事が要請活動を行われております。なお、本県からは参加をしておりません。

18ページ下の段は、2月21日に自由民主党の道州制推進本部総会において議論された「道州制基本法案(骨子案)」について、その概要を記載しております。

道州制の全体像を国民に提示し、国民的な議論を始める必要があるとの観点から、道州制の導入のあり方について具体的な検討を開始することを目的とし、国会議員、地方公共団体の長・議会議員、有識者で構成される道州制国民会議を設置、内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査・審議し、3年以内に答申。そして、政府は、道州制国民会議の答申から2年をめどに必要な法制の整備を実施するといった内容になっております。

最後に、州都構想について、御説明をいたします。

12月に御報告いたしました州都構想の骨格案をベースに、第3回くまもと未来会議の御意見を取り込んで、州都構想案を作成いたしました。お手元に、別冊として配付させていただいております。

州都構想案は、後半部分に、これまでの州都をテーマとした未来会議の議事録を添付しておりますので、厚くなってはおりますが、構想の本体は30ページ程度となっております。委員会資料には、その概要版を掲載しておりますので、そちらで御説明いたします。19ページをごらんください。

まず、構想の目的ですが、多極分散型発展を目指すこれからの九州にあって、熊本がどのように貢献できるかを考えるきっかけとなるということ、州都を目指す過程で、より品格があり活力のある県へとレベルアップを図るということ、道州制が実現したときに、すぐに熊本が州都候補になれるよう準備するということの3つの目的を掲げております。

本構想では、地理的視点、経済的視点、安全・安心の視点、品格・暮らしやすさの視点、政治的視点の5つの視点で整理をいたしました。

まず、第1章「州都の条件」と第2章「州都のイメージ」について、5つの視点に沿って御説明をいたします。

地理的視点では、州都の条件として、道州内の主要都市から容易にアクセスできることが必要と考えられます。その条件を満たす九州における州都のイメージとしては、高速道路網が整備され、九州の主要都市と短時間で行き来ができるというものです。

経済的な視点からは、州都の条件として、第3次産業が集積し、経済面でもある程度の拠点性があることが必要と考えられ、州都のイメージとしては、多くの人々が交流し、知識集約型の産業が集積していることなどとして

おります。

安全・安心の視点からは、危機管理の拠点となり得ること、災害に強い都市、治安の安定を条件として上げております。州都のイメージとしては、水や食料等の資源が豊富にあり、道州内全域を支援できる能力が高いとしております。

品格・暮らしやすさの視点では、州都の条件として、品格や生活の質が高いこと、教育、研究環境が充実していることが考えられ、イメージとしては、歴史・文化が息づき、高い品格があり、学園都市としての充実した教育・研究環境、人と人の絆や自然とのつながりがあるといったイメージです。

政治的視点からは、政治・行政の中心的機能を担うポテンシャルを有し、道州内の各地域から認められ、支持されることが必要であると考えられます。そして、九州の方向性を議論し、決定する機能があることが、州都のイメージとしております。

また、一番下の段に書いておりますが、支持されるためには、機運の醸成が必要であるとしております。

これをまとめますと、縦書きの中ほどにあります。政治・行政の中心として、九州各地と緊密に結ばれ、多くの人々が交流し、全国、世界に開かれ、経済面においても活力があふれている、住民は、安全・安心で品格のある環境の中で、クオリティーの高い生活を実感できているというイメージになります。このようなイメージを立てた上で、次の第3章で、熊本の現状を整理しております。

地理的視点では、熊本は、九州の中央に位置し、広大な平野があり、縦軸としての九州縦貫自動車道や九州新幹線がありますが、一方、横軸としての大分、宮崎との幹線道路ネットワーク等が十分に結ばれていないというのが現状です。

経済的視点については、南九州を統括する支店の存在、農林水産業が盛んで、自給自足

型の強い経済であるなどの特徴がありますが、域内循環型で、結果として他地域との結びつきが弱い経済であり、世界と空路・航路で十分に結ばれていないということ、大規模なコンベンション施設が不足しているといった、そういった現状を記載しております。

安全・安心の視点では、熊本は、豊富な水・食料等の資源を生かした危機に強い産業構造となっており、陸上自衛隊西部方面総監部の存在、高水準の医療資源の集積がありますが、災害等の緊急時に他地域と結ぶ機能は、不十分というのが現状です。

品格・暮らしやすさの視点では、熊本城などの歴史・文化、地下水や阿蘇、天草等の豊かな自然など高い品格を有しており、「時習館」や「五高」等の伝統を受け継ぐ高等教育機関の集積もあります。また、人と人との絆が感じられる地域社会も魅力。このような品格や魅力を外部から十分認知されているとは言えず、発信ができていないという面があります。また、公共交通機関の使いやすさに課題があるとも言われております。

政治的視点では、熊本は、九州農政局等の国の出先機関が存在するなどの特徴がありますが、政治・行政の中心的機能が他地域に移り、相対的に低下しているというのが現状です。また、国際機関が少なく、国際会議の開催も少ないという状況です。

これらをまとめますと、縦書きのところにありますように、熊本は、九州の中心的機能を担う十分な潜在能力があると言えますが、九州各地とのつながりや、全国、世界との関わり方が不十分であるというのが現状です。

そこで、第4章「今後の取組みの方向性」に向かう矢印の部分に記載をしておりますが、熊本と九州を結び、熊本を全国、世界に開くことが重要と考えております。

具体的には、「今後の取組みの方向性」に記載しておりますが、地理的視点では大分、宮崎と結ぶ幹線道路ネットワークの充実など



で横軸を結ぶということ、経済的視点では、知的産業の集積や国内大都市圏、アジア市場との経済交流拡大などによる知の集積と交流拡大、安全・安心の視点では、幹線道路ネットワーク充実や空港の防災拠点化などによる九州を支える防災拠点づくり、品格・暮らしやすさの視点では、歴史・文化、自然の保全・継承などによる、品格あるオープンで魅力的な生活圏の形成、政治的視点では、九州一体となった取り組みの事務局的機能を担うことなどにより、九州のよき世話役となること、こういった方向性が必要であると考えております。

州都を目指す取り組みは、県民一人一人の熱意が原動力であり、機運の醸成が必要であります。ただ、県民アンケートで、州都となることを望む方が3分の1にとどまっているというように、機運が高まっていないというのが現状です。

そこで、県民の皆様の機運が高まるよう、今回の構想で示した州都イメージを共有し、県民の皆様の議論の動機づけ、きっかけづくり、そういったものを積極的に進めてまいりたいと考えております。

右端の縦書きの部分は、この取り組みの方向性全体のまとめを記載しておりますが、州都議論への県民一人一人の主体的参加で、全九州から親しまれ認められる熊本へ向かっていくということが、これからの方向性ではないかと考えておるところです。

州都構想の概要は、こういったものでございます。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○重村栄委員長 以上で、執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

地方分権改革関係及び道州制関係、これにつきましての質疑を行います。質疑のときは、挙手をお願いいたします。質疑はござい

ませんか。はい、どうぞ大西委員。

○大西一史委員 今、それぞれ執行部のほうから御説明がありましたけれども、9ページの地域自主戦略交付金の廃止・移行というところ。これは本会議でもいろいろと、代表質問等々でも議論されて、これについては、地方が必要とする額が確保されていないということもあって、趣旨は、ある程度理解・評価できるけれどもということで、効果は実感できなかった。そのとおりだろうというふうに思います。この委員会でも、そういったことを以前から懸念する話が、前川先生もそうですけれども、私も含めて出ていました。

ただ、今後、その廃止・移行に伴う運用改善等の取り組みというところなんですけれども、ある意味では、その地域自主戦略交付金、一括交付金化をする本来のメリットというのは、交付を受ける側で、その使途が順位を決められるということ、それから使う時期も決められるということ、それから各所管の省庁にかかわりなく、この使途が決められる、そういう意味で小回りがきくというメリットがあったと思うんですね。ただ、これが廃止をされるということであると、今後、そういった補助・交付金の統合メニュー化とかいうことはありますけれども、もともと、そういう本来地方分権の中で目指していた方向性ということに関しては、やっぱり若干逆行するような部分が出てくると思うんですね。そういうものに対して、制度を改善していただくような、地方からの意見を言う必要があるというふうに思うんですが、その辺はどう考えておられるのかお聞かせください。どなたでも結構です。

○濱田財政課長 将来に向けての、非常に大きな御提案をいただきました。

確かに、知事も議場で答弁したとおり、地方分権に向けての方向性というのは、評価で

きるというところでございます。

今回、自主戦略交付金が廃止されることに伴いまして、地方としての使い勝手のよさ、あるいは地方の実情に応じたその企画なり使い勝手、こういったものは、やはり求めていくべきだろうというふうに考えております。

今回、国としても、その点については非常に留意されていて、これは検討ですけれども、統合メニュー化でありますとか、あるいは事務手続の簡素化、配分方法の改善といったところを進めていくということでございますので、個々の交付金なり補助金、これの実情に応じて、きめ細かな提案を各省庁に対してしていくということは、引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 確かに、民主党政権でいろいろ言われたことで、本当に余りいいことはなかったと言うといかぬのですが、その理念だけはいいけれども、なかなか実態として伴っていなかったために、こうやって廃止されるというようなところというのは、非常に残念な部分なんです、そのよかった部分というのですか、そのメリットの部分というのは、ある程度はやっぱり評価しながらやらないと、何でもかんでも全部否定をするということではなくて、そういう本来、さっき言ったような、例えば交付を受ける側で順位を決めたり、そういう時期が決められるとか、そういった縦割りとは関係ない部分をやっぱりもう少し、具体的にこれから方向が変わっていく中で、本当にそれが図られているのかどうかというのは、やっぱり一つ一つ検証しながら——今答弁ありましたけれども——やっていかぬかぬと思うんですよ。やっぱり、またもとに戻ったみたいな話になってきますけれども、そうじゃなくて、より制度として……。だって総枠が、県としてはたくさんきたほうが、やっぱり財政的にはいいわけですよ。となると、多少ひもがついていて

も、それはたくさんきたほうがいいという話にやっぱりなっちゃう。どこかで我慢するような話というのも、ちょっとそれは、本当は本来としてはおかしいんだろうな。だから使い勝手が悪い部分というのは、具体的にこういうところをこう改善してくださいということを、もう少し明確にしなければならないというふうに思いますので、それはまだこれからの話だろうと思いますので、そこはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点よろしいですか。

○重村栄委員長 はい、どうぞ。

○大西一史委員 続けて道州制の話で、今回一般質問でも道州制の話をさせていただきました。道州制基本法案が通れば、それこそ国民会議が設置され、3年間で答申をして、その後、答申を受けて2年で法改正をして、最短で約5年でいくというような話が出ますけれども、ただ現実的に、これはやっぱり時間的にある程度決めていかないと進まない部分もあると思うんですが、この道州制基本法案の一番肝の部分というのは、基礎自治体を、それこそ地方自治の主体とするというところが一番大きなところですよ。住民に身近なことは、全てみずから決定できる自己完結型の地方公共団体としていく必要があるというのは、これは道州制基本法案の骨子案に、自民党の中でやられている中で新たに付け加えられた文言なんです。

この自己完結型の地方公共団体というところなんですけれども、熊本県でも45市町村ある中で、非常に財政規模も人口規模も小さいところ、人口1万未満が15町村ぐらいあったと思いますが、それで、ここでも何度か議論しましたけれども、本当に自己完結型の地方公共団体、基礎自治体というのは、本当にできるのかどうか。何でもかんでも今の状

態の中で自己完結できるのかというのは、ちょっと疑問があります。特に合併を進めないでやっていくということになれば、今のままで本当にいいのかというのは、やっぱり議論があるというふうに思うんですが、この自己完結型の地方公共団体、総合行政主体論なんていう話が、学者さんたちの間では出ていますけれども、そういった総合行政主体たり得るのかどうなのか、現状認識をどう考えているのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○重村栄委員長 どなたがお答えになりますか。

○能登市町村行政課長 確かに、現在のそれぞれの市町村、熊本市から小さいところは五木村みたいな非常に小さな市町村まで、さまざまな団体がございます。行政の組織的にも相当違いますし、財政的な状況もそれぞれ異なっております。

特に小規模な団体におきましては、特に行政的な体制的にも非常に不安といいますか、専門職員がいらっしゃらなかったり、あるいは専門的な組織がなかったりということで、果たして十分な行政サービスを、今後も安定的に供給できるのかということころは、心配といいますか、困難じゃないかということころもございます。そういったところにつきましては、私ども広域的な取り組み、必ずしも合併と言わず、広域的な共同処理あたりができないかとか、そういった点で現在でも取り組んでおります。

今後、道州制の基本法案が検討されるということござりますが、その状況も注視しながら、今後の対応をどのような取り組みをしていくか、ということを考えていく必要があるというふうに考えております。

○大西一史委員 今、今後の法案の行方を見

ながら考えるということで、まあそういうことなんでしょうと思いますけれども、やっぱりこの基礎自治体はどうあるべきかというのは、もう少し深掘りしていかないと、多分道州制に移行するというのは、かなりハードルが高いことになってしまうというふうに思うんですよね。結局その部分の話が抜け落ちて枠の話だけになってしまうと、本当に本末転倒というか、実際に九州だけでも、私が数えるだけで274の市町村がありますよね。では、これを一つの道州政府だけで本当に補完をしていけるのか、それと水平補完ということ、横の連携というか、補完だけで本当にできるのかというのは、私はかなり疑問があって、合併をしないで本当にこのままの状態で道州制に移行するというのは、やっぱり現実的ではないのかなというふうに思うんですね。だから、そうなってくると、さっきおっしゃった広域的なそういう行政のあれというのは、まあやるということですけども、現状なかなかそれは進んでいないですよ。進み具合というのは、どうですか。

○能登市町村行政課長 現在それぞれの郡単位、あるいは市と郡内の町村ということで、共同処理ができないかということで、もちろん現在でも一部事務組合とか、広域連合での処理というのは当然行われております。それ以外にもう少し柔らかな形で、例えば税務の共同徴収でございますとか、そういった取り組みができないか、あるいは消費者相談関係の窓口が、それぞれの市町村で共同して設置ができないかとか、そういった身近なところで身近な事務をそういったことでやれないかということでの取り組みが進められておまして、例えば上益城郡の消費者相談窓口については、それぞれの役場でお一人の方を雇用されまして、それぞれの市町村を回りながら相談を受けられているというような状況もございます。

そういった形でもっと工夫ができないのか、そういったことも含めまして、私どもも御相談させていただいておりますし、それぞれの郡内、地域の中で、市町村の中で、そういった取り組みというのも次第に取り組みが進んできているという状況ではございます。

○大西一史委員 いろいろとその取り組み、広域的な取り組みが進んでくるという話なんだけれども、結局そうなると、それをコーディネートするのは県ということになってくると思うんですね。ある意味では、そういう意味では、私は都道府県を廃止する、廃止しなければ、それは道州制とは言わないという部分はあるというふうに思っています。ただ要は、2層制でいくのか、3層制でいくのかという、いろんな議論がこの道州制の中で、やっぱり県的な役割というんですかね、というものは、ある程度私は必要ではないかなというのが自分自身の考え方なんです。

だから、まだこれは今から議論をしていかれる話だろうというふうに思いますが、県の役割という意味では、総務部長にお尋ねしたいんですが、ある意味では市町村にとってはちょっと邪魔だと言われる部分も一部ではあり、しかし、ある意味では小さな町村にとってみれば助かるときもあるというような話もあったりという、専門性の部分でということではありますが、そういう意味では道州制に移行するに当たって、今までの県の役割はどうあるべきなのかという、ちょっと答えにくいかもしれませんが、総務部長に。

○駒崎総務部長 それでは、十分なお答えになるかどうかわかりませんが……。

確かに県の役割というのは、これまで市町村にとっては、国のほうに早く申請して話を通したほうが早いのに、県という一種の関所があって時間がかかるというふうなケースも

あったかもしれません。その反面で、市町村に比べるとやはり職員数も多いものですから、それぞれに専門性のある職員がいる、情報量も持っているということで、市町村に対して適切な助言とか、あるいは一緒になって考えるというようなことができてきた面では、多少はお役に立ってきたのかなという点があります。

将来を考えると、今、小規模な市町村、自己完結型の公共団体になるには非常に道が遠いというような市町村があるから、それが整理できるまでは道州制にいかないというふうな、そちらのほうから着実にやっていくという考え方と、国民的議論をやった上で道州制のほうが合理的・効率的だということで、国民の支持が得られればそれに向けた準備を一緒になってやっていくということになるんだろうと思います。

前回の12月の委員会でも述べましたし、この基本法案の資料のところにも書いてございますけれども、国民に対して、行政のほうが行政の都合で一つの結論を押しつけるという形ではなくて、全体像を国民に提示して、どういうふうにしていくべきかというのを、国民の主体的な議論を始めるんだということではないかと思っておりますので、その中で県という組織が依然として残ったほうがいいのか、経過的に残ったほうがいいのかということを含めた議論になるかと思っております。

前回も前川先生からお話があったかと思いますが、経過的に県という組織が残ったり、あるいは県が連合して暫く道州制的なものを過渡的にやるというふうなこともあるんじゃないかというようなことがございました。急激な変化が望ましいとは限りませんので、徐々に変えてということもあるかと思っております。県の役割、その中で小規模な市町村、特に町村との関係につきましては、今回の道州制についての動きを、きちんと情報提供す

ると同時に、これまでの県と町村のあり方の中でどうした形が望ましいか、町村からお話を伺うと同時に、企画課を中心に県民に向けた情報提供と県民的な議論を深めるという方向で事柄を進めていきたいと考えております。

○前川収委員 私も道州制の話なんですけれども、多分、政権交代があったわけですし、その後、道州制というのはかなり大きく動きが出ると、今、大西先生がおっしゃったとおりであります。

そこで2つ質問をしたいんですけれども、1つは、我々も——我々というのは、自民党県議団、県連もなんですけれども——州都を熊本にというのは一つの政治テーマとして掲げながら、今日までもその議論は進めてまいりました。ただ、現実的に見ると、ふと我に返るときに、道州制の議論がまだよくわからない、進むかどうかわからないときに、道州制ができないとあり得ない州都が先行しているという部分について、我に返って見ると、ふっと思うときが時々あります。とはいえ、仮に道州制になったときに、州都をいただくというのは、熊本にとっては非常に魅力的な話でありますので、そこは全否定するつもりは全くありません。そこを目指していくというのは、道州制の議論とは別な議論になっているんですけれども、やるべきだろうと思います。

ただ、ふと我に返るときに奇異に思い入れるところがあるという話が、果たしてほかからどう見えているんだろうかなというのが少し気になっていまして、ちょっと変則的な質問で申しわけないんですけども、国からお見えになっています商工観光労働部の木村さん、よそから熊本にお見えになって、道州制が内容がわからないのに、まだこれからなのに、州都だけ先行してかなり詰めた話まで、概要ですけれどもこんな州都構想まで、案ま

でつくっている状況はどう見えているのか。この中にいる人の中では、多分あなたぐらいしか外からの視点というのが余り——あちらにもいるか、ごめんなさい。あなたは少し長くいるから——そういうことで、最新ホットで来たばかりということで、その辺についてちょっとお話をさせていただきたいのが一つです。

それともう一つは、今、大西先生の部分とかぶるんですけれども、多分、自民党が今考えている道州制をいけば、基礎自治体の規模を完結させるということであれば、現状のままでは非常に厳しいと思います。そうになると、一部話が出ている、自治体を20万人人口規模ぐらいをくくりにして——これは簡単に言えば合併ですよ——市町村合併を進めていって、自治体の強化をしながら道州制に持っていくという話も、プランとしてはあるように思っています。我々は市町村合併を経験してきた立場でありまして、菊池は余りいい例ではないんですけれども、現実的にはやっぱり非常に厳しい状況もありました。その中には、庁舎問題とかいろいろな話が、どの市町村でもやっぱり問題になったというふうに思いますが、庁舎問題というのは表面的な話であって、潜在的な話というのは、やっぱり住民サービスの低下。身近にあった役場が遠くなったということ、これが本当の基本的な部分なんですね。これは恐らく熊本市の合併の後もそうだと思いますし、合併市町村が感じている、なかなか言葉にはならないけれども、そういった住民の不安というんですかね不満、そういうのが潜在的にあるんですよ、と私は見えています。

それで、そこがこの道州制の議論とどうかみ合うかという部分が大事であって、これまで道州制にするためには、基礎自治体を大きくして、基礎自治体が完結できて、そして、県は要らなくて道州でやりましょうという話の視点の中に、住民の生活の利便性というの

かな、今を生きている皆さん方、その地域にいる皆さん方に、どう影響が出るかという視点が、私は行政的視点だけであって、何というか、もうちょっと下から見ていく視点というのが少し足りないような気がしてなりません。つまり、これは非現実的ですが、例えば20万人規模の市町村に統廃合していくということが、もし道州制の一つの要件と成り得るということになれば、それはもうほぼ不可能というふうに私は見ていますし、それはやるべきでもないというふうに私は思っております。そうであるなら、もう道州制は反対するしかない。まだ反対と言い切るわけではないんですけれども、そうならざるを得ない。というのは、やっぱり国の統治のありようということと同時に、ここで暮らす、生活している住民の生活はどうなるのという話が絶対的に必要なわけで、市町村合併のときは、我々がこういう議論は余りしないままに国が法律を決めて、そのときも自民党政権だったんですけれども、市町村合併をしないと財政が厳しくなりますよと言われた。あのとき覚えているのは、最終的にしないところは、垂直管理をやりますとか、県が直接管理していくとか、水平管理をやる、隣の大きな市町村がどこの市町村を管理していくという、そういった話すら当時は出ていまして、かなりむちも使いながら市町村合併を推進したということで、まだそこが消化されきっていないというんですかね、落ちついてないというのが現状だろうと思います。

一方で、例えば消防の広域合併をやろうとしても、今回こういう状況ですから、そう簡単ではないという状況すらあるという状況の中で、これから恐らく道州制の議論が、今まで以上に加速化されているところの中で、県もそういう国からの統治じゃなくて、住民からの道州制がどうなるのかということに、我々もだけれども、県行政もしっかりその視点を持ちながらやっていただ

たいというふうに思っておりますけれども、そのような検証を始めていかれる状況があるのかどうか。もちろん、その道州制基本法がどうなっていくのか、国民会議でどう議論されるかということが大事だろうと思いますが、地方の声として、そういうのをちゃんと上げていくということが必要だというふうに思っておりますので、国の出先機関の話は置いておいて、そちらのほうに少し頑張って、調査とか研究とかをしてみたいべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。2つの質問。

○重村栄委員長 今2つ質問があつております。まず前段の質問につきまして、御指名でございますので、木村首席審議員。

○木村首席審議員 前川先生ありがとうございます。暇そうにしていたので多分……爪をかんざりしていたもので、いけませんでした。失礼いたしました。

外からといいますか、私も昨年の夏に、東京のほうから参りまして、8カ月熊本におりますけれども、そういう意味では8カ月もいればかなりもうなじんでしまっていますので、熊本側の視点になってしまう点多々あると思いますけれども、この州都構想をつくる意味といいますか、私なりに感じているところを申し上げさせていただければ、やはり道州制がどうあるべきかという議論と、州都構想はどうあるべきかというのは、何かどっちが先でどっちが後でもない僕は思っております、やはり道州制を推進する、ないしは、また導入されざるを得ない状況になったときに一番大事なのは、熊本県民が道州制にどう向き合うかということか、それを自分たちのことととらえて、熊本のためというか、県民のそれぞれのためになるかどうかというふうに動けるかどうかだと思っております。その際に、州都というのは非常にわかりやすいキ

フレーズ、キーワードだと思っております、どういう州都にしていこうかというこのプロセスをやっぴり早いうちに、こういう今の、まさにこの19ページの資料にある一枚紙が非常にまとまっています、今のあるべきだったらこうだろう、けれども熊本の現状はこうだろう、だからこんな方向で頑張っていきたいという、一つの運動論と言うとちょっと誤解があるかもしれませんが、そういうものに向かって、よりよい熊本に向かっていくためのツールとして、州都構想というのは、今、整備する意味があると私は思っています。私は、単に知事の手慰みにつくっているものではないと思っております。これはもう明らかに、県民がこれからの熊本県をどうしていこうかという一つのロードマップだと思っておりますので、制度がどうこうというよりも、もう制度がどうあるかが、例えば道州制が九州州になろうか、九州沖縄州になろうかというのは、ようかんをどういうふうに切るかというぐらいな話でして、我々はやっぱり熊本の180万県民がどうやって幸せになれるか、そして道州制をどうやって生かすかというところにいけば、この方向性をこういう形でまとめて提案していくことには、とても意味があると思っております。以上です。

○重村栄委員長 御指名ではありませんでしたけれども、もう一方、外のお持ちの国枝農林水産政策課長。

○国枝農林水産政策課長 御指名でございますので……。

前川委員のほうから長いのでという言葉がございましたが、私も在任3年になりました。在任は3年でございますが、大分前から熊本県には御縁がありまして、しょっちゅう出入りしておりましたので、もうちょっと長い御関係ではあるんですが。

今、木村首席のほうから話がありました

が、ちょっと違う視点から言いますと、私はもともと岐阜県の出身でございます。岐阜ですと文化圏的には中京なんですけど、名古屋が一番大きく近くのところでありまして、岐阜市からも電車で15分ぐらいでするので、岐阜市等を中心にほかの地域を考えていくということは、現実的にはなかなか難しい。名古屋がどういうところがあり、それに対して、岐阜はどういう圏になるかというような经济圈なり文化圏になってきていますので、ある意味、熊本は、例えば大きい经济圈という福岡というのがちょっと遠くにありますけれども、福岡とは違う一つの经济圈になっておりますし、人の動き、それから中の人の独立心とか、自負心とか、そういうものもちゃんとある。

そういう意味から考えてみますと、岐阜からという目から見ると、そういうことを州都として手を挙げて、どういうまちをつくりたいかということは、考えられること自体が一つはうらやましい。ですから、熊本は熊本として、こういうまちをつくりたいことを考えられる素地がある県が、それぞれ頑張っていくことが、さっき運動論という話がありましたけれども、最終的に州都になるかどうかということは結果論でありますので、そのプロセスとして、どういう地域をつくっていくかということ自分で考える立場にあるところは、ぜひとことん突き詰めて考えていかれるのがいいというふうに、ある意味うらやましく私は見ております。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

後段の部分ですかね、小嶋総括審議員。

○小嶋総括審議員 着座のまま失礼いたします。

ただいま前川先生のほうから御質問がありましたけれども、道州制下の基礎自治体のあり方というのは、私はやっぱりこれはある意

味、抜本見直しになると。ですから、今後検討していかなくちゃならない課題であるということで、そこはそういうことだと思いうのですけれども。ただ、市町村をバックアップする立場の都道府県というものが、これはもうひっきょう道州制になれば、その機能がなくなるわけです。ですけれども、ここにぼんと欠落した部分ができるということではなしに、多分、道州政府の役割の中にそれが入ってくるんだと思いうんです。ただ、それが余りにも広い、例えば九州であれば九州というエリアの中で、本当に今まで都道府県が果たしてきた役割というものを、道州政府の中で果たしていくことができるのか、このあたりのところがやっぱり課題になってくるところだというふうに思っております。

それで、そういったことを踏まえまして、やはり国の今の道州制の検討の動きというものを我々はやっぱり——州都構想もこれはもちろんやらなくちゃならないわけですがけれども——道州制についても、どういう道州制なのかということをしつかりとキャッチアップをしておかなくちゃならない、そのように思っております。

それと、道州制の中の基礎自治体のあり方というの、まさにコインの裏と表という話ですので、とりわけ今の道州制の流れの中で、またさらに、先ほどもお話がありましたように、20万近くの、あるいは10万規模のそういう団体に基礎自治体のその収れん、再編というものが行われるのではないかと、これがやはり、全国の町村の皆さん方の懸念でもあるかというふうに思っております。

これもまた、我々が一般に考えます道州制、そしてまた、その下の基礎自治体ということと考えますと、そういうことにもなるんじゃないか、そういうことも確かに、それは懸念されるかと思っております。

一方、ではどういう形で、この基礎自治体の再編というものがなされるかということ

考えますと、今回の平成の合併を、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、我々も相当の汗をかきながらやったわけですので。今回の平成の合併というのは、最初から幾つにするとか、最初から規模はこれくらいにする、昭和の合併でありますと8,000人でございましたけれども、そういう形でターゲットインで進めたということではなしに、それぞれ市町村の自主的な話し合いの中でやっていく、そういう進め方の中でいきましたけれども、結果的に合併のメリットよりも課題というものが、かなり今の時点では大きく出ているということで、そういう点も当然、今回以降、もし仮にそういう再編があるならば、対応策というものもやっぱり考えていかなくちゃならないというふうには思っております。

それで、先ほど申し上げましたように、現在そういった道州制下の基礎自治体のあり方に向けて調査・研究を進めているかということになりますと、そういう形では進めておりませんが、今の市町村のあり方というものを、そしてまた、今後その行政体制を強化しなくちゃならないというその軸線上におきまして、いろんな形でのその体制強化、合併も含めまして、広域連携も含めまして、機関の共同設置も含めまして、そういう検討を今逐次進めている、そういう状況でございます。

○前川収委員 外から見ると、道州制と州都論は違うんだなということで、それはそれでいいのかなと、地域づくりやまちづくりのためには、そういうテーマがあったほうがいいのかなと思っております。そうしておかないと、私なりに、仮にこれはだめだ、この道州制はと思ったときに州都があると、州都は熊本です、でも道州制はだめですと——内容がですよ——思ったときに、どうするのというときには、私はやはり、州都も要らない、



道州制も要らないと言わざるを得ない場合もあるかもしれないと思っていますので、その辺は少し切り分けるといふのかな、現実は今でも切り分けられているわけですから、そういうことだろうというふうに思いながら、外からの意見として、非常に参考になったということですよ。

それとこれから、今言ったように、国がいろんな制度とか、いろんなことを考えながらやっていくのと同時に、道州制委員会というのは、この特別委員会というのはもっと大きな役割になってくるなと思っていますのは、地方から住民の立場で、どういう意見を発信していくのかということが問われるんだと思っています。それで、委員会がつくられたときから別には是非がはっきりしているわけじゃないわけで、道州制をやりますとも、やらないとも言っていない。道州制を研究して、あるべき姿をちゃんと見極めて、いいときはやるし、だめなときはやらないと。やらない選択肢も、知事がどう言おうとあるわけですから、我々には我々の選択があると思っていますので、そういう意味で、我々がちゃんと議論していけるような資料的なものもやっぱり、こちら側からも用意できるようにしていくべきだろうと思っていますし、市町村合併の総括的な部分というのは道州制につながる議論に、多分基礎自治体の立場から見れば、かなりつながってくるというふうに思います。

もう答弁は要りませんが、国の統治から見た形の道州制、これは国が議論するんでしょう。そうじゃなくて、住民側から見た道州制、これはやっぱり我々地方行政がやっていかなければいけない部分、そこがかみ合うか、かみ合わないか、そこはぎりぎりまでやっぱり議論していくということだろうと思っていますので、常に下からの、住民目線からの道州制について、我々もいろいろ考えていかなければいかぬし、皆さんもお願いします。

もともと財源論もあって、道州制の根本的な部分というのは、財源論が残っていると私は思っているんですね。今、その比例配分してもらっているように、傾斜配分になっているような交付税の配分の仕方、そこがわからないままで、話はとてもじゃないけど進められないということで、独立しなさいと言われてたって、それは九州は全部アウトですよ、負け組みになってしまって。道州だから州税を高くしろと、九州は高い、山口は安い——どうなるかわかりません——東京周辺、関東は税金が安い、九州は税金が高いという話すらあり得る世界ですから、そういったこともちゃんと我々としては、考えながらやらしてもらえればと思います。以上です。

○重村栄委員長 関連ですか。大西委員。

○大西一史委員 済みません、今の前川先生の議論の中で、ちょっと関連なんですけれども。

要は下からの、住民目線からの道州制ということを考えるということで、そのキーワードで先ほどおっしゃった、やっぱり市町村合併がどうだったかという検証も含めて出してほしいということなんですけれども、これ平成18年度に、この合併市町村支援連絡会議をつくっていますよね。そこで検証するというふうになっていたと思うんですが、それがどんな状況になっているのかということも含めて、今後この委員会あたりでもぜひ出していただきたいと思っています。今すぐにそれは答えろとは言いません。なかなか、そう簡単には出てこないと思うので。やっぱりこの次の委員会で——ちょっと私は委員長に御提案なんですけれども——ただ単に、執行部からその話を聞くというだけではなくて、今までの成果とかメリット、デメリットという整理は執行部から聞くというのは一つあると思うんですが、もう一方で、この道州制に向けて専門的

な知見を活用するという——地方自治法100条の何項だったかな——あるんですが、委員会にやっぱりそういう、例えば西尾勝さんとか、大森彌さんとか、そういう学者で道州制に賛成、あるいは反対のいろんな論を持っておられる先生方をお呼びして、やっぱり1回話をいろいろ聞いて、我々も整理した上で、それこそこの委員の中でも、それぞれ議論をしながら積み上げていくというのが、今後、委員会を進めていく上では必要じゃないかなというふうに思いますので、そういったこともぜひ、委員長、検討していただけますように、今後の課題としてお願いしたいということ、つけ加えさせていただきます。

○重村栄委員長 ただいまの大西委員の御意見につきましては、次年度の委員長がどなたになるかわかりませんが、しっかりと申し伝えていきたいと思っております。

○荒木章博委員 もう最後の委員会ですから、今の話も少しダブル部分もあると思うんですけども、初歩的なことを聞いて、この委員会を終わらなければいけないと私は思っているんですけどもね。

道州制の中で州都を目指すということで、熊本が州都の候補になれるように努力をするということで、ここにも書いてありますけれども、熊本と九州を結ぶ横軸ですね。また、国際的な、全国や世界に向けて開くということで。この部分については、熊本は非常に弱いと思うんですね。そういった中、強い面というのは、安心・安全、西部方面とか、安全面については、非常に中心的な自衛隊を含めたものがあるということで、そういったことで、やっぱりこれをいざ目指すということであれば、かなりこれは加速しなければいかぬ。事業展開も今のままでは、ただ開く、進む、そういうタイトルだけではなくて、実際的に予算もかかることですので、やっぱ

り州都を目指すからには、やらなければいかぬというふうに私は思いますけれども、そういったところの考え方をひとつお尋ねしたい。

もう1点は、やっぱり知事は、熊本県は幸福量ということで、地域の人たちやら、いろんな合併とかを含めて、私も熊本市議会のときに飽田、天明の合併のときの総務の委員長をしておったんですけども、やっぱりいろんな角度の中で若者に参画する、また、この幸福量を地域住民にどう説明していくのか。そうしないと、今のままの州都構想の考え方では、これは、議会は皆さん方は専門家だからわかっているけれども、一般県民たちは全然わかっていませんよ。私自身も、勉強不足ですから余りわかっていませんので。

そういったところの、この2点について、どういうふうに考えられるのか、ちょっとお尋ねしたい。

○重村栄委員長 前段について、どなたが答えますか。

○坂本企画課長 今後、具体的にどのような施策につなげていくのかといった御質問だと思います。

この構想自体は、今後、州都に向かってどういった方向性かというのを整理をしたところですが、結果的に、見ていただくとわかりますように、例えば横軸のネットワークが今不足しているとか、そういったことになっておりまして、実は4カ年戦略でも明確に書いております横軸の整備だとか、そういったところにつながってきております。その部分につきましては、既に4カ年戦略で取り組んでいる部分を、この州都構想においてもまさに間違っていないんだと、この州都構想の一つの方向性が出たことによって、今やっています4カ年戦略の全体像というのが、また補強されたといえますか、一つの道筋が見えてきた

と考えております。例えばこの横軸の話、知の集積、交流拡大の話、危機管理の拠点づくり、どれを取りましても一応具体的に進める事項というのを、一つ一つ予算の中で議論していきながら進めさせていただければと思っております。

第2点まで続けてよろしいでしょうか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○坂本企画課長 この構想の、19ページの下のところ書いておりますけれども、議員御指摘のとおり高まっていない。特に若者の中でも、こういった議論をされているというのを余り聞いたことがない。そういった意味で、この未来会議の先生方も、何しろ一人一人がこの議論の中に参加してもらわないと、機運の醸成につながらないということで、州都議論に参加していただくような動機づけ・きっかけづくりを進めるようにと。それで、そういった仕掛けを考えるようにということで言われております。そのためには、この州都構想というのは非常にいいたたき台になっていくのかな、この構想を説明していく、そういった機会を今後つくっていききたいなと思っております。

○荒木章博委員 4カ年戦略で、この州都構想に向けて……。ただ、州都構想の今からの政府の考えの流れの中の加速と、熊本県の州都を目指す加速の4カ年戦略とは、これは前倒しでいかないと非常にぶれてしまうと思うんですよ。アジアに向けてもおくれている、横軸の道路においてもおくれている、全てにおいておくれている。だから、安全・安心の面ではプラスの面はあるんですけどもね。そういったプラスの面をどうやって生かしていくかということ、積極的に対応しなければいかぬと思うんですよ。

それと、委員の先生方から、若者を入れる

と。若者にもやっぱり周知していくやら、考え方を聞いていくという、これは大事なことだと思いますので、やっぱり学生やら、そういう人たちにも呼びかけをして、各大学でいるんなそういう講座とか、そういうのに向向いて行って、州都構想は今こんなことが行われているんだという、やっぱり何というか、お互いに幸福量を分かち合う、こんなに幸福になるんだという一つの決定的なものを——非常に難しいですよ、国の考え方から財政の面とか一つ一つ、言うならいろいろありますけれども——そういったところを的確としてやっぱりつかまえていってほしいなというふうに思います。これは、もう答えは要りません。

もう一つ。

○重村栄委員長 はい、どうぞ。

○荒木章博委員 一つは、地方分権の義務付け・枠付けについて、農地での太陽光発電、こういったのが規制緩和を求める話が上がっております。守るべきところは、もちろん農地ですから守らなければいかぬということですが、このことについての県としての対応はどうなんですか。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今、委員のほうからありました太陽光発電と農地等の関係の件でございますけれども、委員御指摘のとおり、近年特に再生エネルギー、これを社会の中にどんどんふやしていきたいという話が、たくさん声が上がっております。その中で、特にメガソーラーについては、農地を特に一つ対象として設置してはどうかという声がたくさんあるということについては、もう承知しております。

農地については、委員おっしゃいましたとおり、蒲島知事も農業を大事にしていく中

で、農地については、悠久の宝として、守るものは守って集積して次世代につなげていくというのを基本方針でやっております、農地としては最大限に利用していきたいということでございますが、農地につきましても当然、農地法なり、農振法なり規制がございまして、転用できないものはできないということでやっておりますけれども、例えば2種農地でありますとか、3種農地というように、県の判断で転用するなり、許可もそもそもいらないものというものもございまして、こういうものについては転用を進めて、ソーラー発電のほうに扱ってございます。

これまでに、2種農地なり、3種農地を合わせまして、大体50件以上の転用許可を行っているところでございます。

○荒木章博委員 農地の転用というのは、非常に厳しいですよ。これを機会に、簡素化とか、国の義務付け・枠付け、これをちょっと要望していくということも県としてお願いしたいということですね。だから、農地ですから守るべきものは守って、今からやっぱり対応できるものは対応していく、そういうふうに要望しておきます。以上です。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○荒木章博委員 はい、要望です。

○松岡徹委員 3点ほど聞きたいと思いません。

第1点は、地域主権改革ですね。2つ目に道州制、3つ目に州都構想ですけれども、1点、2点は、部長にちょっとお聞きしたい。3点は、坂本課長に。

1つは、地域主権改革問題では、この委員会でも随分議論してきた、3つの出先を丸ごと受け入れる九州広域行政機構をつくるというような問題ですけれども、結局はそれを進

めてきた地域主権戦略会議が廃止になって、そして今度、通常国会には与党としては、法案は出さないということになってきているわけで、要するにこの九州広域行政機構は、俗に言えば一卷の終わりといいますか、そういうふうに見るべきじゃないかなと、見られるんじゃないかなということが1点目ですね。

2点目に道州制問題ですけれども、今、各委員からもお話がありましたけれども、私は、この道州制の議論は本当に国レベル、都道府県レベル、市町村、それから国民・住民レベル含めて、まさに国民的な、中身でも、それから時間でも十分な議論とプロセスが大事じゃないかなと思います。例えば小泉郵政改革で、があつとなつて、その後、弱肉強食とか、地方の弱体化とかというのがなされたり、さっきもあつた平成の合併の総括ですね、本当に地方が、特に吸収された側の町や村の疲弊ですね、そういうのがもう顕著だし。今後、道州制というのは、郵政改革とか、市町村合併とはまた全然違ったスケールといいますか、改革といえば改革だと思うんですよ。後でしまったと思っても取り返しのつかないことになるので、これは本当に時間をかけた国民的な議論が必要だし、議会としても、県としてもそういう立場で臨むべきじゃないかなというのが2点目ですね。

3点目に坂本課長に、この州都構想ですね、これを読んでみましたけれども、先生方がいろんなことをおっしゃっておりますね。ただ、課長が説明した概要欄に集約されているけれども、この州都構想を見ると、今まで例えば4カ年戦略とか、6つの地域に分けてビジョンばつくりしましたたいね。いろんなプランがあるわけですがけれども、私の印象では、それを州都という構想の中に、ここで言うならば地理的視点から政治的視点という、1から5までに分けて整理をしたような感じがするんですけれども、州都構想という中で新しい政策的なアプローチというか、そうい

ったものはほとんど見られない感じがするんですけども、そこら辺の点はどんなものかなという、3点。

○重村栄委員長 では、1番目と2番目の質問につきまして、駒崎総務部長。

○駒崎総務部長 それでは御指名がございましたので、順にお答え申し上げたいと思います。

九州広域行政機構はもともと出発点、これは前川委員や大西委員も何回もおっしゃいましたけれども、まずは、国が地方出先機関を原則廃止するということから議論が始まっておりますので、そこは我々も、それから県民の方にもしっかりと認識していただいて取り組んでいく必要があると思っております。当時は、国の出先機関が全廃されて、原則廃止されて、その職員や権限も全部また東京に戻ってしまう、九州から何事も東京まで行かないと片がつかない、そういうふうな時代に戻るよりは、九州のことは九州で決めていいんじゃないかということから議論が始まったと思っております。そうした意味では、中央出先機関の原則廃止という議論が、見送りになったというべきか、先送りかわかりませんが、そういう状態であれば、とりあえずは、この議論は収束に向かっているのかなとは思っております。ただ、国が地方出先機関の原則廃止であるにせよ、あるいは権限の配分の問題であるにせよ、中央集権的な方向に戻るというふうな議論が出てきたときには、ここはしっかり地方は地方でまとまって、力を合わせて、声を一つにして動いていく必要はあるのかなと思っております。その過程で市町村、特に小規模の町村の方の御懸念も明らかになってまいりました。そうしたことも我々の貴重な経験だと思っておりますので、都道府県だけで一つの反応を示すのではなくて、基礎自治体としっかりと連携して、お互いの

共通認識を持ちながら動いていくということを我々は経験したと思っておりますので、そうした意味では完全に一巻の終わりではなくて、何事であるにせよ、地方の側が都道府県と市町村という若干立場の違いはあるにせよ、地元のごことは地元で進めるべきだという点では一致していると思っておりますので、今後もそうした取り組みに生かせるのではないかなとは考えております。

2点目の道州制につきましては、これまでいろいろな議論があっておりますし、私も特別委員会の中でも発言させていただいておりますけれども、道州制があれば全てが解決するというわけではないんですけども、かといって今の国、都道府県、市町村という3層体制が、これからの日本にとってベストなのかという、もう一方の議論も踏まえながら議論していく必要があるかと思っております。大事なことは、改革を目的化して変えればいいんだ、変えることがいいことだというふうに陥らないことと、拙速な議論にならないことだろうと思っております。地方の立場からあるべき議論、先ほども議論がありましたけれども、国から見たあるべき統治機構の論で、道州制を決めていくだけではなくて、地元住民の方の日々の暮らしの中で、あるべき行政機構というものの観点からの議論もあると思っておりますので、地方の側としては、そうした事柄については、常に道州制を含めて声を出していくべきだと思っております。郵政改革や市町村合併と比べると、はるかに大きな構造改革になるかと思っておりますけれども、決して拙速な議論にならないように、一部の立場の人にとってだけ有利な、あるいは便利な改革にならないように、そこは踏みとどまってしっかりと議論をしてまいりたいと思っております。

○重村栄委員長 3点目につきまして、坂本課長。

○坂本企画課長 御質問は、この州都構想で何か新しい政策的なアプローチはあるのかというお尋ねですが、委員御指摘のように、この州都構想で打ち出した今後の取り組みの方向性というのは、熊本の100年後を見据えて、熊本が全九州から州都にふさわしいと認められるに至るその道筋を描いてみたところ、非常に新しいものがないのではないかとというような御指摘だったですね。まさに、4カ年戦略で書いているようなことを、並べかえただけではないかというような御指摘かと思えます。結果的には、今までやっていたこと、あるいは4カ年戦略で書いたことが間違っていないことにはなるという、そういうことですが、新しいようなアプローチとしましては、この未来会議の委員の方々から、非常に新しい御提案も幾つも出ておまして、例えば九州のよき世話役というような発想は、非常に行政ではなかなか発想しないようなお言葉でまとめられているわけですが、例えばNPO、NGOにしても、そういった九州の中に活動している団体の事務局的な機能を、熊本になるだけ誘致しようとか、例えば九州全体で一つあればいいなと思うような行政サービスで、九州の中にできていないようなものを率先して熊本につくっていくのであるとか、そういったことについては、例えばこの九州のよき世話役の1行目に書いております、九州全体へのサービス機能を持つ公的施設の誘致というような新しい発想も書いているところです。

まだ幾つもございますが、中身的には具体的なところは、細かいことは本文のほうで書いているところです。

もう一つだけ第1点に返って言わせていただきますと、3年間この委員会で、九州広域行政機構を中心に議論していただいて、一巻の終わりと言われますとちょっと……安倍総理が発言されておりますのは、先ほども御紹

介しましたとおり、今後、地方の声等も踏まえ、そのあり方を検討してまいりますということでございまして、一巻の終わりではなく、これまでの議論を踏まえて、次の段階に行くのだろうなという考えでおります。

○松岡徹委員 九州広域行政機構というのは、ある面では特異な構想だったのではないかと思うんですね。災害対策はどうするのか、財源はどうするのか、いっぱい抱える問題がありながら、だから全国的に言えば、400を超える自治体の長が、そういうのが反対だという組織をつくったり、熊本の町村会長が総会で決議を上げるとかね。ですから、自民党の幹事長の前川委員だって、現時点では反対だというふうに本会議で言わざるを得ないようなそういうものを、知事は、道州制の予行演習という形で進めようという構想をされたわけですね。そういう意味で、私は、いわゆる地方分権一般がどうかじゃなくて、そういう中身の九州広域行政機構構想というのは終わりだというふうに見るべきじゃないかということを行っているわけです。

道州制問題では、全国知事会が、方針で、道州制の議論で検討すべき課題として8点挙げているんですね。全部大事な課題だけれども、私はやっぱり、合併の問題と財源の問題が、財政の問題がとりわけ大事じゃないかなと。結局は、基本的な形としては、道州と基礎自治体ですから、基礎自治体が今のような状態で県からどんどん事務を移して、それがこなせることにならないわけで、そういう点では20万、30万の基礎自治体への新たな大規模な市町村合併は避けられないという問題があると思うんですね。

それから財政では、基本的に道州に財政を移すと。この前のシンポジウムの議論なんかでも、幸山市長が言っているんですけれども、九州や四国、中国あたりと関東あたりでは財政格差ができる。その先で、彼の発言

で僕が大変問題だと思ったのは、そうなることは避けられないんじゃないかと。問題は、住民がそれを受け入れるのかという意識の問題が大事だなんていうことを言っているので、何ちゅうことを言うのかと思ったんだけど、それは意識の問題じゃなくて構造の問題であってですね。今、自治体の財源保障や財政調整機能としての交付税制度があるわけで、そのこのところが大きく変わっていく、その道州の財政をどうするかという問題なんかも、本当に詰めた議論が必要ですね。そういう意味では、部長がおっしゃったように本当に……。

知事のこの前の本会議での答弁で気になったのが、スピード感を持ってなんていうようなことをおっしゃっていたけれども、こんな道州制議論は、スピード感を持ってというのは通用しないとか、そういう感覚でやるべきじゃないということを、ちょっと言っておきたいと思います。

州都構想なんですけれども、今まで言っておったのが正しかったというふうに課長は、まあ課長のやる気の姿勢は評価しますけれども、州都構想、州都構想ということである議論をしてやってきた割には、結局はこれまでの政策を集めて組みかえたと。課長がおっしゃったように、僕も新しいなと思ったのは、この九州全体のサービス機能を持つ公共的施設の云々というのはあるかもしれぬけれども、そういうことじゃないかなと。これが州都構想として社会的に、あるいは九州各県の中で、いわばどの程度の値打ちを発揮するのかなという疑問をちょっと持っています。同時に中身はそうじゃないかと。

問題は、知事の州都構想のこのアプローチの仕方というのが、州都ということで、いわば意識を盛り上げていくといえますか、空気をつくっていくか、そういうような視点だと思うんです。そのことは角度を変えれば、道州制というのが前提ということなんです

ね。ところが、今も言ったように、それぞれからあったように、道州制というのは、もういっぱい大変な問題を抱えている。そのところが、後回しになって、道州制を前提にした州都というのがひとり歩きするということは、結局は道州制のさまざまな問題を落としたり、あるいは県民を道州制に盛り上げるんじゃないくて、誤って導くということになりはしないかというふうに思うんですよ。

知事の本当のリーダーシップというならば、この平成の合併の検証を徹底してやる、それで、そこから出る教訓は何だったのか、こういうのをやっぱりやる必要があるんじゃないかなと。

細かいことを言えば、この前のシンポジウムで知事は、九州の観光PRのあれで、熊本のところだけカラーで、あとは空白というような話をしているけれども、まさにそれは九州府になる前だって、熊本県がリーダーシップを発揮して、熊本だけじゃなくて全部カラーの各県のPR誌をつくったり、観光PRをしたり、そういうようなことをどんどん熊本らしいリーダーシップを九州の中で発揮していくとか、そんなところが大事じゃないかなというふうに思います。

答弁は、あるなら言っていればいいけれども……

○重村栄委員長 何か答弁ありますか。何か繰り返しの質問もあったような気がしますけれども、何かございますか。松岡委員、要望で受けとめておいて、よろしいですか。

○松岡徹委員 要望というか、意見ですね。

○重村栄委員長 御意見ですね。御質問じゃなくて御意見、御要望ということでよかですね。執行部の答弁は、特別ないいですね。ないようですね。

○堤泰宏委員 道州制の州都構想は、大変ス

ケールの大きいお話ですが、今、木村商工政策課長から、東京から熊本に来てフレッシュな目で、そういうことで御意見がありました。課長のお話を聞きながら、まさしく私もそう思ったですね。そういう感覚で進めるべきものじゃないかと思いました。

それで、ここは小さくお話をしますと、道州制に進む道がありますよね、川もある、谷もあると思うんですよね。その川や谷をやはり洗い出しながら、九州というこの東京からかなり離れた田舎ですよ、沖縄も退けて道州制に進むわけにはいかぬでしょうから、その谷とか川、障害を少し具体的に洗い出していかなと、本当にもう前に進まないような気がしますね。

それから、この道州制というのは、ここで何回も私は言いましたけれども、40数年前に道州制論者というのはたくさんおられて、特に財界の方たちがそういうことを言っておられましたが、今まで全然進まなかった。また今、さっき駒崎部長の、国が地方の出先機関を全部引き上げる話の話もありました。それをちょっと置いておいて、20万から30万の基礎自治体、全国に30万か20万の市をずっとつくっていきこうという、そういう構想もあるやに聞いております。今、農協とそれから農協の県の連合会と全国の農業団体のこの3段階というのが今までであったんですよ。これは国枝課長が専門だと思いますけれども。農協は経営の問題で合併を進めて、熊本に終戦後250ぐらい農協が確かあったと思いますね。今はもう7つか8つか、10未満ぐらいかな。そうしましたら、県連の必要性がなくなって、もうほとんど県の連合会というのは廃止の状態ですね。熊本経済連だけは残っていますけれども、福岡購販連は全農と一緒に変わったような感じで、それで3段階が、今農業団体と行政は違いますけれども、今2段階になっておるんですよ。それで基礎自治体が20万、30万になっていけば、ひよっとしたなら

ば、今の国、都道府県、市町村という3段階制に大きな変化があらわれると思うんですね。基礎自治体の合併を進める、そして道州制は、国がどれだけ進めるかわからんですけども、道州制を進めるというのは、非常に矛盾といいますかね、そこ辺も煮詰めておきませんと、九州の各県は合併を進めておる、国は基礎自治体の合併を進めておる。そうしますと、今、道州制で論議しておるようなやり方で進んでいいのか、そこを検証するべきであると思います。それは、答えをちょっと言ってください。

今度は州都構想ですね。福岡があんなに大きい県になっておりますので、福岡に対抗するような形で、熊本の州都構想があるように私は感じます。ところが、まだ道州制が煮詰まっていない段階で、熊本の州都というのを余り言いますと、恐らくほかの県はおもしろくないような気がしますね。ですから、そこはちょっと隠しながら、やっぱり道州制が本当に実現してもらいたいというか、道州制の実現を目指すのであれば、私は並立じゃなくて、道州制を先行させて、州都構想は余り大っぴらに出さぬがいいんじゃないかなと、そういう気がいたします。

答えは、先のだけでよかです。州都構想は要りません。そして、この答えをもらってから、もう一丁質問しますので。今の2段階、3段階の話ですね。

○重村栄委員長 どなたが答えますか。

○内田政策審議監 済みません、今、道州制の検討における検証ということを御意見いただきましたけれども、実は、九州地域戦略会議、それから九州地方知事会で議論していますのは、まさに、よい道州制、悪い道州制という言葉がありましたけれども、道州制を進めるに当たっては、どのような課題があるかということ、一つ一つ議論しながら進めて



いるところでございます。ある面では、その議論そのもの自体が、道州制における検証ではないかというふうに思っています。

先ほどJAの話は、多分そういうような事例があって、その中でいろんな課題が見えてくるという話になれば、やはり一つのテーマとして取り上げて、今後の道州制の議論の中で検証しながら、今後2層制、3層制の議論の中で、本当にJAと同じようなあり方になったときに、先ほど大西委員、前川委員から懸念がありました基礎自治体、住民自治あたりがどのように確保できるかというところまで含めて、多分議論することになるかと思えます。

道州制の推進知事、それから指定都市の首長たちの会議の中でも、先ほど言いました悪い道州制、よい道州制ということで、政府による中央集権的な、行政改革的な道州制、それから地方分権的な道州制ということで、先ほど先生たちが言われました基礎自治体を、どういうふうに守っていくかという視点との議論が、今まさに、推進をしようとする知事の中でも基本的な視点としてあり、議論をしているというところがございますので、今後いろんな情報を得ながら、いろんな場面で議論を深めていきたいというふうに思っております。

○堤泰宏委員 話は、よくわかりました。

やっぱり国の考え方というのを、ある程度掌握しておかないかぬと思うんですね。結局、熊本市もたった70万で政令指定都市になったんですね。70万で政令指定都市にしたということは、30万ぐらいで国の政令指定都市というか、何かわからぬですけども、準政令指定都市みたいにして、真ん中を飛び抜けていくような、そういう構想を、もし国が持っておるのであれば、それは道州制というのはなかなか具体化しにくいですね。部長、何かわからぬとじゃろうか。まあ、よかです

よ。ちょっとして、また答えてもらうですね。だから要するに、3層が2層になるか、国がもし2層を目指しているのであれば、道州制というのは、もうこれは明らかに3層の問題ですね。3段階の問題ですから、真ん中は吹っ飛ばすわけですよ。だから、道州制ばどぎゃん議論しても、なかなか実を結びにくいんじゃないかと思えますので、国がもし2段階制を目指すのであれば、そこは確認しながら並行して進めていくような、これは大きな論争じゃないかなと思います。

というのが、さっき財政論の話も出ておりましたし、淵上先生のほうから、きのうの質問ですかね、2030問題、人口の問題ですね。これは、九州はかなり人口が減りますよ。40年後には、日本の人口が約33%減るといような統計も出ておりますので、百年構想と四十年構想は大分違いますけれども、そういう人口が大激減をして、勤労者、労働人口が大激減をする、そういうことも国は頭に入れておると思うんですね。財政的な面、人口動態の面そういうことも必ず出てくると思えますので、2段階、3段階の話の国とのすり合わせ、それをちょっと答えてください。まだ全然やってないのか、今からやらないかぬと思うのかですね。

○小嶋総括審議員 着座のまま失礼いたします。

市町村の役割というものが、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、地方自治制度の中では、やっぱり地域における行政を自主的・総合的にやっていかななくちゃならない、そういう形で位置づけられておりますので、そうした方向に向けてそれぞれが努力していく、行政体制を整備していくという流れはあると思います。現行の地方自治制度の中では、やはり市町村の判断で自分たちのあり方、規模も含めてでございますけれども、それを決めることができるというのが原則にな

っております。

そういった中で、国が現時点で一定の規模で、先ほどお話があつてございましたように、例えば2層制とか3層制というものを念頭に置いて、新たに市町村合併を進めようとしている状況にはない、そのように受けとめております。

○重村栄委員長 堤委員、よろしいですか。

○堤泰宏委員 それはもう、その答えはそれでよかです。

もうちょっと、小さいことをお聞きしてよかですか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○堤泰宏委員 4ページ、条例の説明が坂本企画課長からありましたですね、看板の大きさとか、非常に小さい話ですけども。これは、こういう話は企画振興部でやっておるわけですか。これはもう土木部とかでやるわけですね。

○坂本企画課長 説明は私のほうから一括でさせていただきますましたが、それぞれの部で、所管課で条例を提案させていただいています。

○堤泰宏委員 それで、説明があつたから質問しますけれども、これは余り細々、何か看板の大きさとか、交通標識の大きさとか、余り決めぬがいいような気がするですな。景観の問題とかいろいろあると思うんですけども。看板にしても、やはり民間はお金をかけてつくるわけですから、簡単な看板は出さぬと思うんですね。ですから、ある程度自由にせぬと、今みたいに経済がなかなかよくなる時期に規制をしたら、民間の企業というのは息を吹き返しくいような気がします

ね。だから大所高所から見て、小さいことまで余りさわらぬがいいような気がしますね。ちょっと課長、あなたが説明したから、ちょっと答えてください。

○金子監理課長 土木部のほうで検討しておりますので、答えさせていただきます。

この看板のほうは、むしろ拡大する規定はあるんですけども、縮小する規定がありませんので、縮小規定を設けて、景観とか、あるいは道路が狭小なところでも立てられるように、緩和する措置でございます。

○堤泰宏委員 緩和するとなら、いいですね。だったら、どこにでも立てやすいように、そっちも緩和してください。

○前田憲秀委員 済みません、最後ですので私もちょっと質問させていただこうと思います。

簡潔にお聞きしようと思うんですけども。まず、この道州制問題等調査特別委員会ですけども、こういった特別委員会、全国では非常にまれと聞いておりますけれども、そこら辺の実態把握は何か御存じな部分、ありますか。

○内田政策審議監 済みません、全国ではというのはあれですけども、九州の中で、道州制という形できちっと名前がついたのは、熊本県だけだと思いますが、ただ地方分権とか、いろんな意味でやはり特別委員会を持っていると、その中で道州制を議論しているという県は、福岡とか他県にもあるのは承知しております。

ただ、我々が聞くところによりますと、やはり本県の議会が一番活発に議論をしている、それから長期間非常に議論をしておりますので、先生方の御認識かなり深いものがあり、実は、九州の議長会の議論の中で道州制

が議論されておりましたときに、やはり議会の議長さん方の認識の中でも、かなり格差があったということを感じております。

ですから、この議会の議論かなり深く、すばらしい議論をされているというふうに認識しております。

○前田憲秀委員 私は中央の議員さんから、全国見ても、道州制という冠がついた特別委員会というのは非常にまれだと聞いております。そういう意味では、その一員としていろんな議論に参加させていただくのは光栄でもありますし、また、非常に使命も大きいのかなという実感であります。地域主権一括法、また、州都、さまざまな議論があるんですけども、先ほどの一番最後に御提示いただいた州都構想案の中の、19ページですけども、「原動力としては県民一人一人の熱意と機運」、まさしくそうだと私も思います。

それで、道州制ということに関して、県民の機運というか、意識を高めるにはどうしたらいいのかという部分は、我々の発信力も非常に問題の部分もあるのかもしれないですけども、例えば公明党もプロジェクトチームをつくって、中央でもしっかり議論はしているんですが、国でやるべきものは国、地方で特徴を生かしてやるものはやるということであれば、わかりやすく言えば、例えば外交だとか、防衛だとか、年金に関してはどうしても国がやらないといけない。では、地方に重きを置いてというか、地方の特性をもってやるものは何なのかというのを、例えばここにいらっしゃる皆さん方が、本県として、九州としてこういうことができるんじゃないだろうかというのは大いにアピール、議論の場でするので、出していただくことも、今後の議論としてはいいんじゃないかなと思います。

例えばきょう医療の課長さんと環境の課長さんもいらっしゃいますけれども、全国都道府県医学部をずうっと統計で眺めてみると、

西高東低というデータがあります。西側が非常に高い、ベッド数においてもそうですよね。例えば医療先進を目指すことができるだとか、そういうテーマを何か投げかけて議論をしてみるのもいいのかなと。また、環境においても、どこよりも先進の環境の教育地域であるだとか、先進的な技術者を擁する土壌にあるだとか、そういった部分も道州制というイメージを持ってもらう一つの糧として議論の内容に入れてもいいんじゃないかなと思うわけですけども、いかがでしょうか。その点だけを。

○内田政策審議監 まさに委員のおっしゃるとおりだと思っております。いかに道州制の具体的な事例を、県民各層に周知するかというのが非常に大事だと。

九州地域戦略会議におきまして、実はこういう「道州制で明日を拓く」というパンフレットをつくっております。この中では国際とか、生活、地域づくり、人材、環境、経済、安全という各分野で具体的に、道州制になったときにこういう変化があり得るというような身近な事例という形で、例を引きましてわかりやすくということを一応検討しております。

ただ、その具体例をもって、ある程度御説明するという努力はしているつもりなんですけど、先ほど課長のほうからありましたように、なかなか州都についても、道州制の議論についてもまだ御存じないという方がいらっしゃるというのが現実ですので、これから国において基本法が出てくるということもありますし、議論が高まってくると思いますので、こういう過去の具体的な議論を踏まえながら、本当に地域にとって大事な道州制の議論を深めていきたい。そのためには、委員おっしゃるように、県民に対して、もう少し周知徹底を図っていきたいというふうに思います。

○前田憲秀委員 道州制になったらというのは、もちろん一般論としてあると思うんですけども、その中で、先ほどの州都構想に絡めているのであれば、熊本ではどうなる、九州の位置づけとしては全国に比べてこうなるという、よりやっぱり具体的な夢といいますか、構想もぜひうたって、議論の場に出していただければなというふうに要望させていただきます。

○重村栄委員長 要望ですね、はい。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、質疑を終了いたします。

それでは続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきましては、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続し審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございます。

それでは、本日は今年度最後の委員会でございますので、私のほうから一言御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このメンバーによります本委員会は、恐らくこれが最後になるのかなというふうに思っております。

昨年の3月に委員長に御選出をいただき、この1年間無事に役目を果たすことができたのかなと自分なりには思っておりますけれども、皆様方のお受け取り方はどうかわかりませんが、ひとえに皆さん方の御協力のおかげ

と思います。小早川副委員長を初め委員の先生方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

本委員会では、地方分権改革、それから道州制といった問題について、この1年間取り組んでまいりましたけれども、それなりに実りのあるいい委員会だったと、そのように感じております。

審査事件につきまして管外視察等を含め、いろんな形でいろんな立場で御意見も賜りましたし、また、いろんな情報も得ていったんではないかな、そんなふうに思っております。これも、駒崎総務部長を初め執行部の皆さん方の、いろんな情報提供、そしてまた、審議に対する御協力の賜物だと、心から感謝申し上げたいと思います。

私も委員長という立場もございましたけれども、九州・沖縄未来創造会議、あるいは広域行政懇話会、こういった意見交換の場、九州の各県議会から先生方がおいでになって、意見交換をする場に参加をさせていただく機会を得ましたけれども、その中で感じましたのは、先ほどもちょっと話があったおりました、この道州制問題であるとか、あるいは地方分権、そういった問題に対する情報量、これは熊本県が圧倒的に多いというのを実感いたしましたし、また、これらについての議論もしっかりと深まっており、賛否は別といたしまして、議論の深まりは熊本県が一番だと、こういうことを実感させていただいております。これも、この委員会の活動の成果ではないかな、そんなふうに個人的な感じを持っておりまして、これも本当に、この委員会の皆さん方の御協力のおかげかなと思っております。次年度以降もしっかりとこの議論を進めていくことが、九州の中で熊本県をしっかりと存在感を高める、そういったことにもつながっていくのかなという感想を持ったところでございます。

いろんな感想はございますけれども、一

応、今までのことを含めまして、私の所感も入れまして御挨拶させていただきます。

本当に、この1年間ありがとうございます。お世話になりました。（拍手）

それでは、小早川副委員長からも一言お願いいたします。

○小早川宗弘副委員長 私のほうは、一言簡単にお礼を申し上げたいと思います。

本当に1年間、委員の先生方、執行部の皆さん方にはお世話になりまして、ありがとうございました。

皆さん、もうよかばいというふうな雰囲気でありますけれども、1年間副委員として何かこの委員会のお役に立てたのかどうかよくわかりませんが、重村委員長の横に座っているだけの、そんな影の薄い副委員長でありましたけれども、皆さん方とこうやって道州制のこと、あるいは地方分権、州都づくりのこと、いろいろ議論できましたのは私自身にとって非常にいい勉強になったと思いますし、執行部の皆さん方にも有意義な委員会になったのではないかなと思います。

ぜひ執行部の皆さん方には、今回の委員会でいろいろ出た意見、あるいは視察の成果というものを今後の施策に生かしていただきたいと思います。

簡単ではありますが、厚く皆さん方にお礼を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。（拍手）

○重村栄委員長 ちょうど時間になりましたけれども、それではこれもちまして第11回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午後0時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長